

A 2 訪問型(独自)サービス サービスコード表 (令和4年4月改正)

*平成27年4月1日以降に新規に介護予防訪問介護事業所の指定を受け、平成29年4月1日以降に総合事業実施事業所として指定を受け、従前の介護予防訪問介護相当のサービスを提供した場合

*長野市(松本市・塩尻市)に所在する事業所で平成27年3月31日までに介護予防訪問介護事業所の指定を受け、平成29年4月1日よりみなし指定により従前の介護予防訪問介護相当のサービスを提供した場合

*平成30年4月1日以降に総合事業実施事業所として新規に指定を受け、従前の介護予防訪問介護相当のサービスを提供した場合。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費(独 自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,177 単位	1,177	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ 日割		事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 39 単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費(独 自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 2,351 単位	2,351	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ 日割		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 77 単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費(独 自)(Ⅲ)	要支援2(週2回を超える 程度) 3,731 単位	3,731	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ 日割		要支援2(週2回を超える 程度) 123 単位	123	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同 一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所 加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービ ス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ニ 初回加算		200 単位加算	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算		生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000 加算	1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000 加算	